

別表 [Cisco Webex サービス 教育機関向けプラン]

1. ネットワークサービスの提供

当社(以下「乙」という)はネットワークサービスの利用者(以下「甲」という)に対し、Ciscoシステムズ合同会社(以下「Cisco社」という)の運営する、第4項記載のネットワークサービス(以下「本ネットワークサービス」という)を提供します。

2. ネットワークサービスの構成

本ネットワークサービスは、Cisco Webex 教育機関向けプラン(以下「基本サービス」という)と、当該基本サービスの利用を前提として実施されるオプションサービスから構成されます。なお、当該基本サービスを契約解除した場合には、オプションサービスも同時に契約解除されます。

[Cisco Webex サービス]

設定サービス

設定変更サービス

Cisco Webex 教育機関向けプラン(以下「教育機関向けプラン」という)

オプションサービス

コールイン着信者課金サービス

コールバックサービス

3. ネットワークサービス提供の前提条件

(1) 甲は、本ネットワークサービスは法令にもとづき、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院をはじめとする公共または民間の教育機関(以下総称して「学校」という)に対して提供されるものであり、本ネットワークサービスは学校における使用のみを目的として提供されるものであることを承知します。なお、学校に在籍する児童、生徒、学生を、以下総称して「学生等」といいます。

(2) 甲は、本ネットワークサービスの実施者がCisco社であることを了承するものとします。甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、Cisco社が提示する契約条件(以下「Cisco契約条件」といい、以下のURLにてCisco社により提供される最新のものをいう)および本契約に添付されるEnd User Information Form(以下「EUIF」という)につき、Cisco社に対し同意するものとします。なお、Cisco契約条件およびEUIFと本契約との間に相違あるときには、Cisco契約条件およびEUIFが優先して適用されるものとします。ただし、Cisco契約条件のうち、契約金額の支払いに関する条項は、適用されず甲は契約金額をCisco社に直接支払う必要はないものとします。

Cisco契約条件

[http://www.cisco.com/c/dam/en\\_us/about/doing\\_business/legal/docs/universal-cloud-terms.pdf](http://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/docs/universal-cloud-terms.pdf)

(3) 甲は、乙が指定する書面(以下「サービス申請書」という)に必要な事項を記入し、乙に交付するものとします。なお、サービス申請書に記載された情報は、乙からCisco社に開示されることを、甲は、あらかじめ承諾するものとします。

(4) 甲は、本ネットワークサービスを利用するにあたり、自己の責任と費用負担で、乙が別途指定する環境(パソコン、カメラ、マイク等のハードウェア、ソフトウェアおよびネットワーク等を含みますが、これに限りません)等(以下「甲環境」という)を用意するものとします。なお、この際に必要となるハードウェア、ソフトウェアおよび乙のネットワークサービス用電気通信設備と接続するネットワーク等の費用は、甲が負担するものとします。

(5) 甲は、本ネットワークサービスを利用可能なコンピュータまたは通信機器を所有している甲の教職員(以下「ナレッジワーカー」という)の数と学生等の数をEUIFにて申請するものとします。なお、甲は、全教職員数での申し込みが必要となることを予め承知するものとします。

(6) 甲は、本サービス実施期間中、いかなる場合でもナレッジワーカー数を下方に修正することができないことを予め承知するものとします。

(7) 甲は、本ネットワークサービスを利用するにあたり、個人情報の収集、使用、および処理について、予め本ネットワークサービスを利用するナレッジワーカーおよび学生等ならびに当該学生等が未成年である場合は、未成年者の親および保護者(以下総称して「保護者等」という)に対して通知し、適切な同意を得るものとします。また、甲は、当該通知および同意の証拠を、乙からの要求に応じて乙に提出するものとします。また、甲は、乙が当該通知および同意の証拠を乙がCisco社に対して開示および提供することを予め承知し、利用者および保護者等から開示および提供に必要な許諾を甲の責任で取得するものとします。なお、甲は、利用者および保護者等から個人情報へのアクセス、訂正、削除等を要求された場合、遅滞なく乙にその旨通知するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

本ネットワークサービスは、Cisco社によるビジネスメッセージ、ビデオ会議などのコラボレーション機能を通信回線経由でクラウド環境(以下「Cisco Webexクラウド」という)にて提供するサービスです。乙は、Cisco社をして、サービス申請書の内容をもとに、甲が本ネットワークサービスを継続的に利用できるようにします。

各サービスの詳細は、以下によるほか、Cisco契約条件その他の乙およびCisco社が提示する書面によるものとします。

(1) 初期設定サービス

乙は、甲サービス利用者が利用サービスを利用できる環境の準備を実施します。

(2) 設定変更サービス

乙は、甲サービス利用者が利用サービスを利用できる環境において、所定の変更が必要となった場合には、当該変更作業を実施します。

(3) 教育機関向けプラン

a. 提供機能

乙は、甲に対し、サービス申請書の内容に応じて全教職員に対して以下の機能を提供します。また、乙は、学生等に対し、追加料金なしでA.およびB.の機能を提供します。

A. Cisco Webex Meetings Suite

セッションあたりの参加者数が1000人のWeb会議(Cisco Webex Meetings)、セッションあたりの参加者数が1000人のオンライントレーニング会議(Cisco Webex Trainings)、セッションあたりの参加者が1000人のオンラインイベント会議(Cisco Webex Events)、セッションあたりの参加者が5人のオンラインサポートデスク会議(Cisco Webex Support)を提供します。

B. Cisco Webex Teams

チャット、資料共有、3人までのオンラインミーティングが可能なコラボレーションツール(Cisco Webex Teams)を提供します。

C. デバイス登録サービス

乙は甲に対し、Cisco社製ビデオ会議装置を本ネットワークサービスに登録できる機能を提供します。

D. ネットワーク録画機能

会議をCisco Webexクラウドで録画できる容量無制限のネットワーク録画機能が使用できます。

E. 音声会議機能

音声接続はVoIP通話機能および公衆電話網からのコールインによる音声接続を使用します。

F. 管理者機能

乙は甲の管理者に対し、利用者に対してA.~D.を提供するための管理ポータル(Cisco Webex Control Hub)を提供します。

b. 教育機関向けプランの契約者数

甲は、本サービス実施期間中は、EUIFで申請したナレッジワーカー数の最大120%の数および学生等の数まで、追加料金を支払うことなく本ネットワークサービスを利用することができるものとします。また、甲は、学生等の数に変更がある場合、本ネットワークサービス実施開始日を基準として1年ごとの日付(以下「契約者数更改基準日」という)の45日前までに新たな学生等の数を乙に対して申請するものとします。乙は、甲の当該申請と以下のA.

またはイ．に定める判断基準をもとに、契約者数更改基準日ごとに契約者数の見直しの要否を判断し、見直しが必要となった場合には、遅滞なく甲にその旨通知し、甲はその通知に従い必要な契約変更を実施するものとします。

ア．サービス実施開始日から6カ月以内に、教育機関向けプラン契約者数の10.5%以上のナレッジワーカーが本ネットワークサービスを利用した場合、甲は、乙と協議のうえ、すみやかに新たな教育機関向けプランの契約者数を決定し、当該超過利用が始まった月から残存契約期間終了まで、新たな教育機関向けプランの契約者数をもとに算出された利用料を支払うものとします。

イ．乙は、契約者数更改基準日に本ネットワークサービスのソフトウェアやクラウドサービスにユーザプロファイルが登録されている人（以下「展開ナレッジワーカー」という）の数を確認するものとします。なお、乙は、当該確認作業の際に展開ナレッジワーカーの数がナレッジワーカー数の120%を超過しているまたは超過していたことが確認できた場合、甲に対して、ナレッジワーカー数の是正およびナレッジワーカー数と展開ナレッジワーカー数の差分に応じた超過料金を請求することができるものとします。また乙は、当該確認作業を実施した日から残存サービス実施期間終了まで、当該確認作業にて合意した是正後のナレッジワーカー数にて本サービスを提供するものとし、甲は、是正後のナレッジワーカー数に応じた利用料を支払うものとします。

#### (4) コールイン着信者課金サービス

乙は甲に対し、甲サービス利用者が公衆回線から、乙が別途提示するコールイン着信者課金料金表に記載の国・地域に設置されたアクセスポイントに発呼することにより、音声により会議に接続できるサービスを提供します。料金月毎に会議主催者ID保有者が主催した会議における全甲サービス利用者の接続時間に応じて利用料を加算して収受します。なお、当該アクセスポイントへの発呼・通話に要する費用は、乙の負担とします。ただし、アクセスポイントが設置された国・地域以外の国・地域から当該アクセスポイントに対して甲サービス利用者が発呼した場合においては、当該アクセスポイントへの発呼・通話に要する費用は、甲サービス利用者の負担とします。

#### (5) コールバックサービス

乙は甲に対し、乙が別途提示するコールバック料金表に記載の国・地域の甲サービス利用者が電話番号を指定し、ネットワークサービス用電気通信設備に送信することにより、アクセスポイントから着信・接続され、音声により会議に接続できるサービスを提供します。料金月毎に会議主催者ID保有者が主催した会議における全甲サービス利用者の接続時間に応じて利用料を加算して収受します。なお、当該アクセスポイントから甲サービス利用者への発呼・通話に要する費用は、乙の負担とします。

#### 5. ネットワークサービスの提供時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は利用サービスの提供を中断することができるものとします。

#### 6. ネットワークサービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。

#### 7. ネットワークサービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。

#### 8. 甲の協力義務

(1) 甲は、本ネットワークサービスの実施期間中、Cisco契約条件を遵守するものとします。

(2) 甲は、本ネットワークサービスの実施期間中、甲環境を所定の状態に設定・維持するとともに、所定の使用方法に従って使用するものとします。

(3) 本ネットワークサービスを利用するために必要となる通信回線等の費用は、甲の負担とします。

#### 9. その他特に定める事項

(1) 本ネットワークサービスの利用に関する特別

a. 乙ならびにCisco社およびそのサプライヤは、結果的、懲罰的、偶発的、間接的損害に対していかなる責任も負うものではありません。

b. 乙ならびにCisco社およびそのサプライヤは、本ネットワークサービスについて、明示的または暗黙的を問わず、何らの保証をするものではありません。

c. 甲が本ネットワークサービスの利用により第三者に損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決し、乙およびCisco社はいかなる責任も負わないものとします。

d. 甲は、甲が本ネットワークサービスにおいて伝送する内容（以下「コンテンツ」といい、視覚表現、文字、音声による情報を含み、さらにそれ以外の内容も含みます）に対する責任を負うものとします。乙およびCisco社は、甲が本ネットワークサービスまたは乙のネットワークサービス用電気通信設備を利用した結果発生する損失や損害については、甲に対しても甲以外の第三者に対しても一切責任を負わないものとします。

甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、乙およびCisco社が本ネットワークサービスを提供するために必要な範囲で、乙およびCisco社にコンテンツを使用、複製、加工、表示、公衆送信等する全世界的、対価不要、再許諾可能、永続的、取消不能のライセンスを与えるものとします。甲が本ネットワークサービスに不満がある場合における救済は、本ネットワークサービスの使用を終了することに限られます。乙およびCisco社は、甲および本ネットワークサービスの利用者が本ネットワークサービスを通じて伝送したコンテンツ等の内容およびその正確性等について何ら保証をするものではありません。甲は、本ネットワークサービスの不正使用に気付いたときには、乙またはCisco社の窓口はその旨を通知するものとします。

e. 甲は、利用規約に基づき乙が甲に対して行うことのある措置（トラブル処理等におけるコンテンツの削除または不表示、会議主催者IDの削除等を含む）を、Cisco社が直接甲に対して行うことがあることを了解するものとします。

f. Cisco社のマーク（商号、商標、サービスマーク、ロゴ、およびドメイン名を含みます）およびCisco社のサプライヤのマークについては、マークの所有者が、サービスに関連するすべてのマークやサービスとともに表示されるすべてのマークに関するすべての財産権を保有するものとします。甲は、フレーミングを行うことや、フレーミング技術を使用等することにより、Cisco社のマークやその他のCisco社の専有情報（画像、テキスト、ページレイアウト、フォームを含む）を組み込まないものとします。

g. 甲は、本ネットワークサービスおよび本ネットワークサービスのAPIについて改造、解析および逆コンパイルを行わないものとします。

h. 甲は、本ネットワークサービスの再販売、ライセンス配布等、本ネットワークサービスから収益を発生させるいかなる行為も行わないものとします。

i. 甲は本ネットワークサービスの利用について適用されるあらゆる法令を遵守するものとします。

j. 乙は、甲による本ネットワークサービスの利用に中断がないことやエラーが発生しないことを保証するものではありません。

#### 10. 料金月

本ネットワークサービスは、従量月額払サービスもしくは一括払サービスとして提供されるものとします。

(1) サービス実施期間に関する特別(従量月額払サービス)

a. 利用規約の定めにかかわらず、本ネットワークサービスの実施期間満了の40日前までに甲乙いずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後も同様とします。

b. 利用規約の定めにかかわらず、甲は、基本実施期間満了後に本ネットワークサービスの全部または一部を中途解約する場合であっても、利用規約の定めに基づいて中途解約料金の支払を要するものとします。ただし、甲が利用サービスにおける会議主催者ID数を追加することにもない契約金額が変更になる場合のみ当該変更後の会議主催者ID数および契約金額による契約の締結を条件に、中途解約料金の支払を要せずにサービス実施期間中の解約をすることができるものとします。

c. 従量月額払サービスにおける料金月は、当月1日から当月末日までとします。

(2) サービス実施期間に関する特別(一括払サービス)

a. 利用規約の定めにかかわらず、本ネットワークサービスの実施期間は自動的に継続延長されず、甲は、本サービスの実施期間を延長することを希望

する場合、条件変更の有無にかかわらず、本サービスの実施期間満了の40日前までに、乙所定の書面で通知するものとし、新規に本サービスに関する契約を締結するものとし、

- b. 利用規約の定めにかかわらず、いかなる場合であっても、甲が本サービスを中途解約する場合は、支払済の契約金額は返還されないものとし、
- c. ネットワークサービス条項第5条第1項の定めにかかわらず、本ネットワークサービスが固定一括払サービスの場合、本ネットワークサービスに関する検収は、本ネットワークサービスの実施期間の開始日から一か月以内に、甲が乙所定の検収に関する書面に記名押印することをもって完了するものとし、

11. 商品一覧表

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
Cisco Webex 初期設定サービス	NS27700S		従量料金制（一括払）	式
Cisco Webex 設定変更サービス	NS27701S		従量料金制（一括払）	式
Cisco Webex 教育機関向けプラン 利用サービス（月額払）	NS27754G		従量料金制（従量払）	ID
Cisco Webex オプションサービス コールイン着信者課金サービス（月額払）	NS27703G	接続1分毎	従量料金制（従量払）	式
Cisco Webex オプションサービス コールバックサービス（月額払）	NS27704G	接続1分毎	従量料金制（従量払）	式
Cisco Webex 初期設定サービス	NS27711S		固定料金制（一括払）	式
Cisco Webex 設定変更サービス	NS27712S		固定料金制（一括払）	式
Cisco Webex 教育機関向けプラン 利用サービス （一括払、新規）	NS27754S		固定料金制（一括払）	ID
Cisco Webex 教育機関向けプラン 利用サービス （一括払、追加）	NS27755S		固定料金制（一括払）	ID

[ 変更内容 ]

(2020年9月14日) 本別表を適用します。

[ 凡例 ]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
GB	Gigabyte
ID	Identification
VoIP	Voice over Internet Protocol

以 上

別表No. N021E